

## 最低制限価格（低入札調査基準価格）制度の改正について

○ダンピング受注の排除や工事の品質確保、下請け企業へのしわ寄せ防止への対応を図るため、平成29年度の入札から、最低制限価格（低入札調査基準価格）の算定式を下記のとおり改正いたします。

### 【最低制限価格（低入札調査基準価格）の算定式】

| 現 行                                      | 改 正 後                                    |
|--|--|
| ①直接工事費の95%<br>（建築・設備工事はその95%）            | ①直接工事費の95%<br>（建築・設備工事はその95%）            |
| ②共通仮設費の90%                               | ②共通仮設費の90%                               |
| ③現場管理費の <b>80%</b>                       | ③現場管理費の <b>90%</b>                       |
| ④一般管理費の55%                               | ④一般管理費の55%                               |
| ①～④の合計額（1万円未満切り捨て）<br>ただし、予定価格の70～90%の範囲 | ①～④の合計額（1万円未満切り捨て）<br>ただし、予定価格の70～90%の範囲 |

### 【低入札調査基準価格を下回った場合の失格基準の算定式】

| 現 行  | 改 正 後  |
|--|--|
| 下記項目の（1）～（5）に一つでも適合しないときは、失格とする。<br>（全て1万円未満を切り捨てた額） | 下記項目の（1）～（5）に一つでも適合しないときは、失格とする。<br>（全て1万円未満を切り捨てた額） |
| （1）直接工事費の75%以上<br>（建築・設備工事はその95%）                    | （1）直接工事費の75%以上<br>（建築・設備工事はその95%）                    |
| （2）共通仮設費の70%以上                                       | （2）共通仮設費の70%以上                                       |
| （3）現場管理費の70%以上                                       | （3）現場管理費の70%以上                                       |
| （4）一般管理費の30%以上                                       | （4）一般管理費の30%以上                                       |
| （5）次の①から④までの合計額から<br>⑤を減じた額以上                        | （5）次の①から④までの合計額から<br>⑤を減じた額以上                        |
| ①直接工事費の95%<br>（建築、設備工事はその95%）                        | ①直接工事費の95%<br>（建築、設備工事はその95%）                        |
| ②共通仮設費の90%   | ②共通仮設費の90%   |
| ③現場管理費の <b>80%</b>                                   | ③現場管理費の <b>90%</b>                                   |
| ④一般管理費の55%   | ④一般管理費の55%   |
| ⑤工事価格の3%   | ⑤工事価格の3%   |

### ○適用時期について

**平成29年4月1日以降**に入札（開札）する案件から適用いたします。  
（平成29年3月中の公告・指名通知より適用）